

令和 4 年 8 月 2 6 日  
調布市子ども生活部保育課

## 令和 5 年度 調布若竹幼稚園 子ども・子育て支援新制度幼稚園への移行について

この度、調布若竹幼稚園から、調布市特定教育・保育施設確認申請書の提出がありました。内容を審査し、適当と認められるため、令和 5 年度において、子ども・子育て支援新制度幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園）へ移行することになりますので、報告します。

なお、市内幼稚園で新制度に移行する幼稚園は初めての事例です。

### 1 幼稚園概要

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| (1) 名 称   | 調布若竹幼稚園              |
| (2) 園 長   | 金子 剛                 |
| (3) 所 在 地 | 調布市国領町 6 丁目 2 8 番地 8 |
| (4) 設 置 者 | 学校法人泳光学園 理事長 金子 剛    |
| (5) 設置年月日 | 昭和 4 0 年 9 月 2 9 日   |

### 2 申請内容

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 施設・事業の区分  | 幼稚園   |
| (2) 事業開始年月日   | 令和 5 年 4 月 1 日                                      |
| (3) 利 用 定 員   | 9 0 人（3 歳児：3 0 人 4 歳児以上：6 0 人）                      |
| (4) 認 可 定 員   | 2 0 0 人   |
| (5) 保 育 料     | 幼稚園が、園児の居住する市区町村が園児の保護者に対する「施設型給付費」を保育料として保護者に代わり受領 |
| (6) 特 定 負 担 額 | 6, 3 0 0 円／月  |
- ※ 市補助金（月額上限 6, 300 円）により保護者負担なし

#### 【子ども・子育て支援新制度幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園）について】

子ども・子育て支援新制度は、平成 2 7 年に始まった制度で、令和 4 年度現在、全国平均 5 9. 1 %（予定含む）の幼稚園が新制度に移行しています（東京都の平均は 2 8. 4 %）。

従来、幼稚園では、園が定める保育料を保護者から徴収していましたが、新制度移行後は、保護者から保育料を徴収することなく、市から公定価格を基に算出される施設型給付費の給付を受けながら運営することになります（保護者から特定負担額として上乗せ徴収可）。

新制度に移行後においても、私立幼稚園であることには変わりなく、保護者は幼稚園の建学の精神及び教育方針等を理解したうえで、園を選ぶことになります。また、教育内容は、引き続き幼稚園教育要領に基づいて実施することになり、教育方針や内容、その方法などは、従来どおり、建学の精神を活かしたものとすることができます。

なお、利用定員を超えた申し込みがあった場合、幼稚園は選考をすることができますが、利用定員の範囲内での申し込みについては、基本的には拒否できないこととされています（応諾義務）。